「県と市町村との協議の場」設置要綱(案)の概要

1 目 的

県と市町村との協議の場は、市町村に影響を及ぼす県の施策の企画、立案及び実施について、知事、長野県市長会及び長野県町村会の代表者が対等・双方向の場で協議を行い、もって県及び市町村の政策の効果的かつ効率的な推進を図ることを目的とする。

2 テーマ

協議対象事項は、その都度、県、長野県市長会及び長野県町村会が協議して定めることとする。

3 開催

- (1) 定例会は、年2回(5月、11月) 開催する。
- (2) 知事、長野県市長会及び長野県町村会の代表者は、必要に応じて臨時会の開催を申し入れることができるものとする。

4 協議結果の尊重

協議の場において整った事項については、県、長野県市長会及び長野県町村会は、その結果を尊重しなければならない。

5 事務局

協議の場の事務局を長野県総務部市町村課内に置く。